

## 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

## 1 改正趣旨

世田谷区民会館の改築及び世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあとホール）の移転に伴い、施設及び位置等を変更するとともに、玉川区民会館別館（上用賀アートホール）の運営形態の変更に伴い、利用料金制から使用料へ変更する必要性が生じたため、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例を令和5年第2回区議会定例会に提案する。

## 2 改正内容

## (1) 世田谷区民会館の改築に伴う諸室等の変更（別紙1「平面図」参照）

## ① 諸室の変更

（改正前）ホール、集会室

（改正後）ホール、集会室A・B、練習室A・B

## ② 使用料の改定

集会室規模の変更及び練習室の新設に伴い、使用料を改定する。

## ③ 附帯設備の変更

楽器の種類を追加する。

## (2) 世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあとホール）の移転に伴う位置等の変更（別紙2「位置図・平面図」参照）

## ① 位置の変更

（改正前）太子堂二丁目16番7号

（改正後）三軒茶屋一丁目41番10号

## ② 諸室の変更

（改正前）第1・第2・第3集会室

（改正後）第1・第2・第3・第4集会室

## ③ 利用料金の改定

集会室規模の変更及び第4集会室の新設に伴い、利用料金を改定する。

## (3) 玉川区民会館別館（上用賀アートホール）の運営形態を再検討するため、指定管理から業務委託に変更することに伴い、利用料金制から使用料へ変更する。

## 3 新旧対照表

別紙3「新旧対照表」のとおり

## 4 施行予定日

(1) 世田谷区民会館にかかる改正については、規則で定める。

(2) 世田谷区民会館別館にかかる改正については、規則で定める。

(3) 玉川区民会館別館にかかる改正については、令和6年4月1日とする。

## 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年 6月 第2回区議会定例会（条例改正案）

12月 世田谷区民会館別館の一般利用申込受付開始（令和6年6月分）

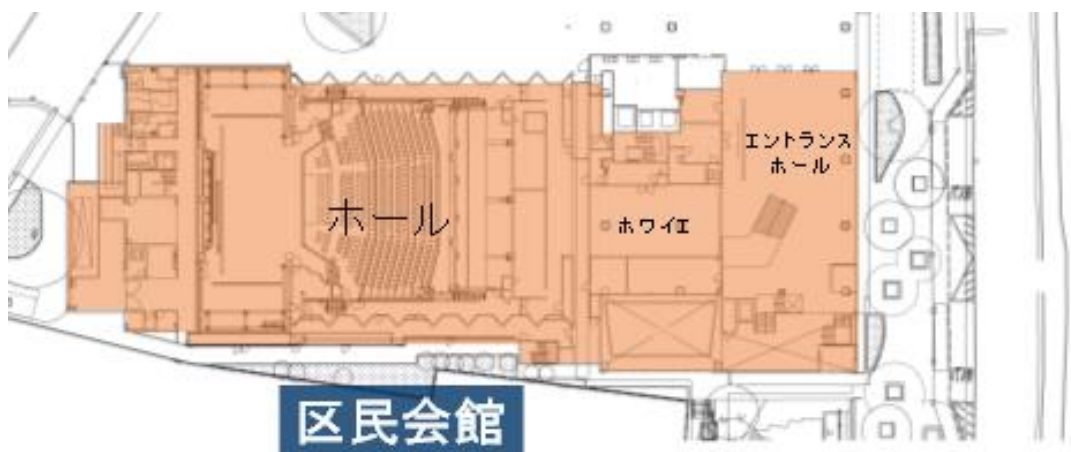
令和6年 4月 玉川区民会館別館の業務委託による施設運営開始

6月 世田谷区民会館別館の一般利用開始

【別紙1】

## 世田谷区民会館 平面図

## 区民会館 1階（ホール）

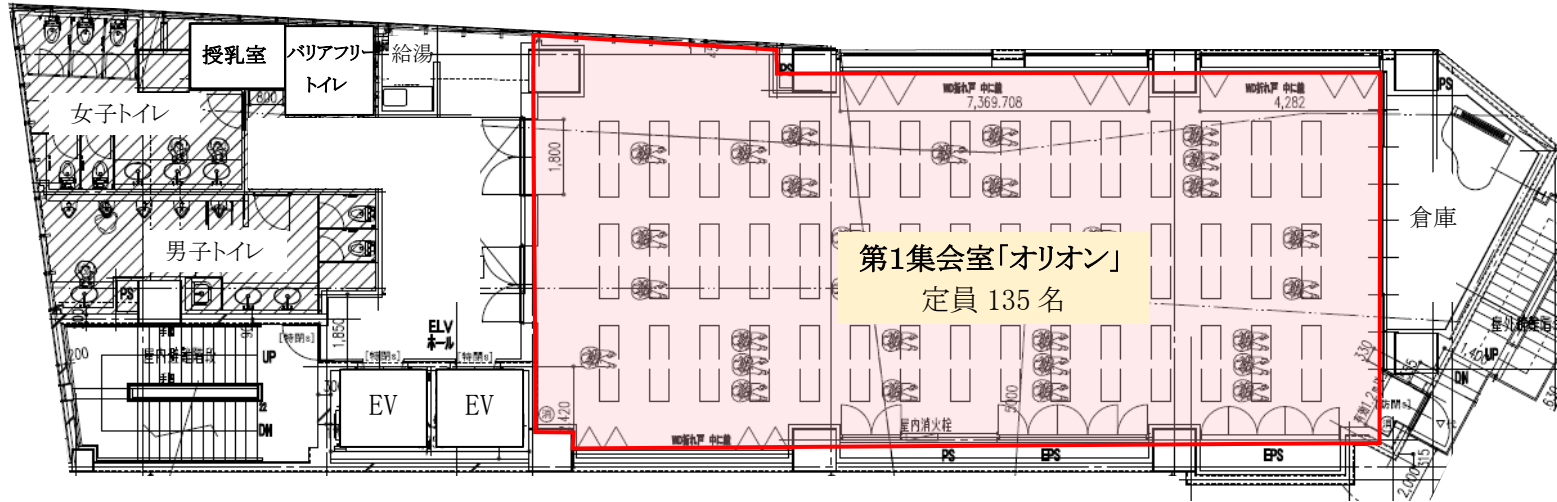


## 区民会館 地下1階（集会室・練習室）

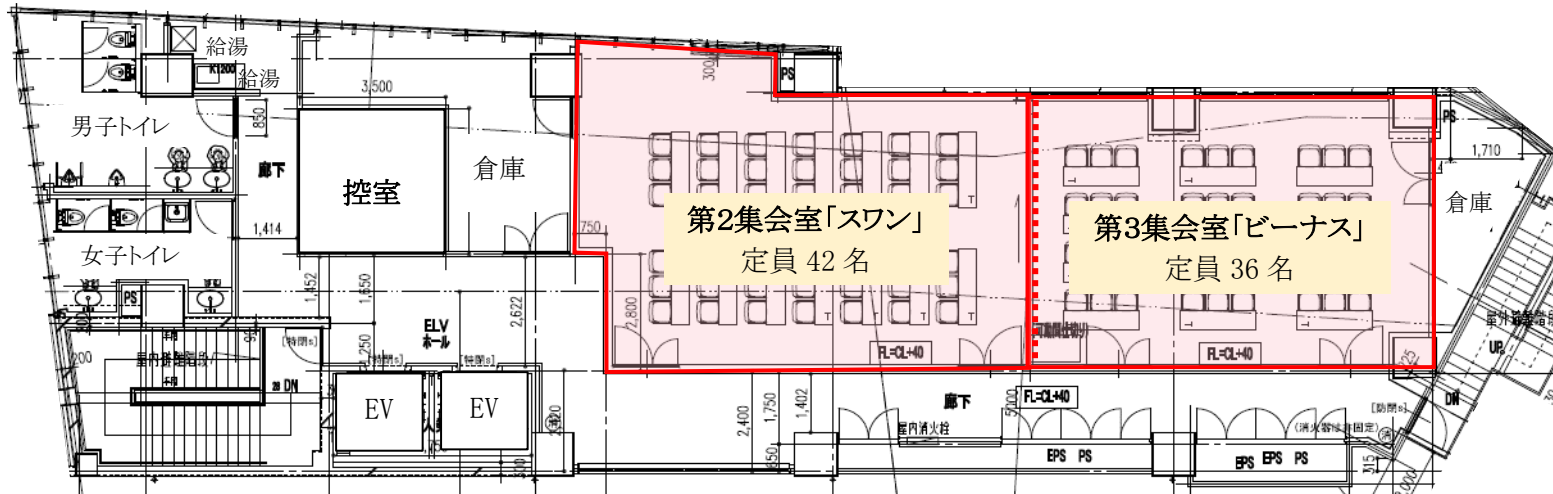




世田谷区民会館別館「三茶しゅれなあどホール」5階平面図



世田谷区民会館別館「三茶しゅれなあどホール」6階平面図



第2・第3集会室は併合利用可能。併合利用時の定員 78 名

## 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号</p>	<p>○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号</p>
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>
<p>第5条 区民会館は、次の事業を行う。</p>	<p>第5条 区民会館は、次の事業を行う。</p>
<p>(1) ホール、集会室、<u>練習室</u>及び喫茶コーナーの利用に関する こと。</p>	<p>(1) ホール、集会室及び喫茶コーナーの利用に関する こと。</p>
<p>(2) 教育、文化等の振興を図るための事業に関する こと。</p>	<p>(2) 教育、文化等の振興を図るための事業に関する こと。</p>
<p>中略</p>	<p>中略</p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p>第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館、<u>世田谷区立玉川区民 会館別館</u>及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において 同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を 徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、 当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除するこ とができる。</p>	<p>第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区 民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、 別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号 のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用 料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>中略</p>	<p>中略</p>
<p>(利用料金の納付等)</p>	<p>(利用料金の納付等)</p>
<p>第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、 世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷 区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。） の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧 区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。） 並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用 する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料 金」という。）を納付しなければならない。</p>	<p>第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世 田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、<u>世田谷区立玉 川区民会館別館</u>及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷 区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶 コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及 び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施 設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係 る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>中略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) <u>第 1 2 条第 1 項の改正規定、第 2 0 条第 1 項の改正規定、別表第 3 世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える改正規定及び別表第 4 の 2 世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日</u></p> <p>(2) <u>第 5 条第 1 号の改正規定、別表第 1 世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定、別表第 2 世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定、別表第 3 世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定、別表第 4 附帯設備の部ピアノの項の改正規定及び別表第 4 の 2 世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定並びに附則第 4 項から第 7 項までの規定 規則で定める日</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>令和 6 年 4 月 1 日前に、世田谷区立区民会館条例第 6 条に規定する指定管理者が同条例第 8 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同条例第 9 条第 1 項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認(同日以後の使用に係るものに限る。)は、同条例第 9 条第 1 項の規定により区長がした使用の承認とみなす。</u></p> <p>3 <u>改正前の第 2 0 条第 1 項の規定により納付された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る利用料金(同項に規定する利用料金をいう。)(令和 6 年 4 月 1 日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により納付された使用料とみなす。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>4 <u>世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用(附則第 1 項第 2 号に定</u></p>	<p>中略</p>

改正後	改正前																												
<p><u>める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。</u></p>																													
<p><u>5 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。</u></p>																													
<p><u>6 世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用(附則第1項第2号に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。</u></p>																													
<p><u>7 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。</u></p>																													
<p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区民会館</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号</td> </tr> <tr> <td>同 世田谷区民会館別館</td> <td><u>東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号</u></td> </tr> <tr> <td>同 北沢区民会館</td> <td>東京都世田谷区北沢二丁目8番18号</td> </tr> <tr> <td>同 北沢区民会館別館</td> <td>東京都世田谷区松原六丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>同 玉川区民会館</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>同 玉川区民会館別館</td> <td>東京都世田谷区上用賀五丁目14</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号	同 世田谷区民会館別館	<u>東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号</u>	同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目4番1号	同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目14	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区民会館</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号</td> </tr> <tr> <td>同 世田谷区民会館別館</td> <td><u>東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号</u></td> </tr> <tr> <td>同 北沢区民会館</td> <td>東京都世田谷区北沢二丁目8番18号</td> </tr> <tr> <td>同 北沢区民会館別館</td> <td>東京都世田谷区松原六丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>同 玉川区民会館</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>同 玉川区民会館別館</td> <td>東京都世田谷区上用賀五丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号	同 世田谷区民会館別館	<u>東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号</u>	同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目4番1号	同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目
名称	位置																												
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号																												
同 世田谷区民会館別館	<u>東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号</u>																												
同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号																												
同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目4番1号																												
同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																												
同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目14																												
名称	位置																												
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号																												
同 世田谷区民会館別館	<u>東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号</u>																												
同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号																												
同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目4番1号																												
同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																												
同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目																												



改正後			改正前		
		番 1—102号			14番 1—102号
同	砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号	同	砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号
同	烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番19号	同	烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番19号

別表第 2 (第 3 条関係)

名称	施設名
世田谷区立世田谷区民会館	ホール、集会室、 <u>練習室</u>
同 世田谷区民会館別館	集会室
同 北沢区民会館	ホール、集会室
同 北沢区民会館別館	集会室
同 玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同 玉川区民会館別館	集会室
同 砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同 烏山区民会館	ホール、集会室

別表第 3 (第12条関係)

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 4 時 30 分まで		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで		午前 9 時から午後 10 時まで	
		平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及

別表第 2 (第 3 条関係)

名称	施設名
世田谷区立世田谷区民会館	ホール、集会室
同 世田谷区民会館別館	集会室
同 北沢区民会館	ホール、集会室
同 北沢区民会館別館	集会室
同 玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同 玉川区民会館別館	集会室
同 砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同 烏山区民会館	ホール、集会室

別表第 3 (第12条関係)

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 4 時 30 分まで		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで		午前 9 時から午後 10 時まで	
		平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及

改正後										改正前											
			び休日		び休日		び休日		び休日				び休日		び休日		び休日		び休日		
世田谷区立世田谷区民会館	ホール	55,000	65,950	82,650	99,070	137,660	165,160	220,320	264,240		世田谷区立世田谷区民会館	ホール	55,000	65,950	82,650	99,070	137,660	165,160	220,320	264,240	
		円	円	0円	円	0円	0円	0円	0円				円	円	円	円	0円	0円	0円	0円	
	集会室A	6,760	8,110	10,170	12,170	16,940	20,300	27,110	32,470		世田谷区立世田谷区民会館	集会室	15,180	18,210	22,830	27,320	38,010	45,540	60,850	72,860	
		円	円	0円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円
	集会室B	3,990	4,790	6,010	7,190	10,000	11,990	16,010	19,180												
		円	円	円	円	円	円	円	円	円											
世田谷区立玉川区民会館別館	練習室A	3,200	3,840	4,820	5,760	8,020	9,610	12,840	15,370												
		円	円	円	円	円	円	円	円												
	練習室B	1,880	2,260	2,830	3,390	4,720	5,650	7,550	9,040												
		円	円	円	円	円	円	円	円												
世田谷区立鳥山区民会館	ホール	27,850	33,390	41,840	50,160	69,690	83,550	111,540	133,710		世田谷区立鳥山区民会館	ホール	27,850	33,390	41,840	50,160	69,690	83,550	111,540	133,710	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	集会室	6,600	7,920	10,030	12,010	16,630	19,930	26,660	31,940			集会室	6,600	7,920	10,030	12,010	16,630	19,930	26,660	31,940	
		円	円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				円	円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

別表第4 (第12条関係)

種別	単位	金額
----	----	----

別表第4 (第12条関係)

種別	単位	金額
----	----	----

改正後				改正前					
附帯設備	舞台器具		1式、1台、1枚、1脚 又は1個 1回	7,000円	附帯設備	舞台器具		1式、1台、1枚、1脚 又は1個 1回	7,000円
	音響器具		1本、1台、1基、1個 又は1式 1回	3,000円		音響器具		1本、1台、1基、1個 又は1式 1回	3,000円
	照明器具		1台、1回路又は1本 1回	2,500円		照明器具		1台、1回路又は1本 1回	2,500円
	<u>楽器</u>		<u>1台又は一式</u> 1回	4,500円		<u>ピアノ</u>		<u>1台</u> 1回	4,500円
	映写器具	映写機	1式 1回	6,000円		映写器具	映写機	1式 1回	6,000円
		スクリーン	1式 1回	1,500円			スクリーン	1式 1回	1,500円
その他の設備	電気設備（ホールに限る。）		1台(1キロワット) 1回	150円	その他の設備	電気設備（ホールに限る。）		1台(1キロワット) 1回	150円
	浴室		1室 1回	1,500円		浴室		1室 1回	1,500円

中略

別表第4の2（第20条関係）

名称	種別	午前	午後	夜間		全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで（備考第1号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後	午後5時30分から午後10時まで	午後5時30分から午後11時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後11時まで

中略

別表第4の2（第20条関係）

名称	種別	午前	午後	夜間		全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで（備考第1号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後	午後5時30分から午後10時まで	午後5時30分から午後11時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後11時まで

改正後														改正前													
				5時30分 まで)																							
		平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日				
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	<u>9,290円</u>		<u>11,040円</u>	<u>14,016円</u>	<u>16,723円</u>	<u>23,327円</u>	<u>27,933円</u>	<u>33,337円</u>	<u>44,741円</u>	<u>51,950円</u>	<u>15,040円</u>	<u>18,822円</u>	<u>22,531円</u>	<u>37,737円</u>	<u>45,060円</u>	<u>50,360円</u>	<u>60,356円</u>	<u>67,646円</u>	<u>80円</u>	<u>30円</u>	<u>40円</u>	<u>80円</u>	<u>30円</u>			
	第2集会室	<u>3,530円</u>		<u>4,190円</u>	<u>5,340円</u>	<u>6,378円</u>	<u>8,871円</u>	<u>10,610円</u>	<u>12,614円</u>	<u>16,915円</u>	<u>19,030円</u>	<u>20円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,144円</u>	<u>4,866円</u>	<u>8,158円</u>	<u>9,721円</u>	<u>11,013円</u>	<u>12,210円</u>	<u>14,590円</u>	<u>10円</u>	<u>10円</u>	<u>90円</u>	<u>80円</u>			
	第3集会室	<u>2,920円</u>		<u>3,470円</u>	<u>4,420円</u>	<u>5,280円</u>	<u>7,358円</u>	<u>8,808円</u>	<u>10,411円</u>	<u>11,714円</u>	<u>13,115円</u>	<u>80円</u>	<u>2,710円</u>	<u>3,574円</u>	<u>4,295円</u>	<u>7,007円</u>	<u>8,299円</u>	<u>9,431円</u>	<u>11,210円</u>	<u>10,590円</u>	<u>80円</u>	<u>80円</u>	<u>80円</u>	<u>80円</u>			
	第4集会室	<u>4,090円</u>		<u>4,860円</u>	<u>6,197円</u>	<u>7,401円</u>	<u>10,312円</u>	<u>12,312円</u>	<u>14,716円</u>	<u>16,419円</u>	<u>18,422円</u>	<u>90円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,144円</u>	<u>4,866円</u>	<u>8,158円</u>	<u>9,721円</u>	<u>11,013円</u>	<u>12,210円</u>	<u>14,590円</u>	<u>10円</u>	<u>10円</u>	<u>90円</u>	<u>80円</u>			
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室																										
	第2集会室																										
	第3集会室																										
	第4集会室																										

改正後											改正前														
世田谷区立北沢区民会館	ホー	プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合										ホー	プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合												
	ル	30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円			30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円		
	立	通常舞台以外の舞台を設定する場合										立	通常舞台以外の舞台を設定する場合												
	北	39,180円	46,900円	58,910円	70,640円	98,090円	117,540円			157,010円	188,180円			39,180円	46,900円	58,910円	70,640円	98,090円	117,540円			157,010円	188,180円		
	沢	第1集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円			3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円	
区	第2集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円			3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
民	第3集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円			3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
会	第4	7,150円	8,580円	10,860円	13,010円	18,010円	21,590円			28,880円	34,600円			7,150円	8,580円	10,860円	13,010円	18,010円	21,590円			28,880円	34,600円		
館																									





改正後												改正前															
世田谷区立砦区民会館	ホール	30,170円	36,170円	45,300円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円			世田谷区立砦区民会館	ホール	30,170円	36,170円	45,300円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円		
	集会室A	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円				集会室A	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円		
	集会室B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円				集会室B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円		
	集会室C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				集会室C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	集会室D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				集会室D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	集会室E	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				集会室E	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		